**第二款**　利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供

（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の届出等の特例）

**第六十条**　電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務委託者による法第三十六条第一項に規定する法第三十七条第一項の保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び同条第二項の保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（以下「利用者証明用電子証明書失効情報等」という。）の提供を求める旨の届出に代えて、当該届出をすることができる。

2　第二十九条第一項の場合において、電子署名等確認業務受託者が法第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者であるときは、同項の規定により機構及び当該電子署名等確認業務受託者が締結した取決めをもって、機構及び電子署名等確認業務委託者が同項の取決めを締結したものとみなす。

（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

**第六十一条**　法第三十六条第一項の規定による利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を受ける事務所の所在地

三　利用者証明用電子証明書失効情報等の提供を開始する日

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（機構と利用者証明検証者との間での取決めの内容）

**第六十二条**　法第三十六条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の具体的な方法

二　利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の周期

三　損害賠償に関する事項

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供の方法）

**第六十三条**　令第二十四条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の方法）

**第六十四条**　令第二十五条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

**第三節**　認証業務関連事務の委任

（認証業務関連事務の委任）

**第六十五条**　市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）は、機構に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十五条第一項に規定する通知カード・個人番号カード関連事務と併せて、法第二条第三項に規定する認証業務のうち次に掲げる事務（以下「認証業務関連事務」という。）を行わせることができる。

一　法第三条第二項に規定する申請者又は法第二十二条第二項に規定する申請者が併せて個人番号カードの交付を申請する場合における次に掲げる事務

イ　法第三条第二項に規定する申請書及び法第二十二条第二項に規定する申請書（以下この号及び次条第一項第一号において「署名用電子証明書等発行申請書」という。）の用紙及びこれらに関連する印刷物の作成及び発送（受取人の住所及び居所が明らかでないことその他の理由により返送されたものの再度の発送を除く。）

ロ　署名用電子証明書等発行申請書の受付及び保存

ハ　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

(1)　法第三条第四項の規定による署名利用者符号及び署名利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(2)　法第三条第七項の規定による署名用電子証明書の個人番号カードへの記録

(3)　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及び利用者証明利用者検証符号の個人番号カードへの記録

(4)　法第二十二条第七項の規定による利用者証明用電子証明書の個人番号カードへの記録

ニ　署名用電子証明書発行通知書（法第三条第七項の規定により個人番号カードに記録した署名用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村（特別区を含む。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。）の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。次条第一項第一号において同じ。）及び利用者証明用電子証明書発行通知書（法第二十二条第七項の規定により個人番号カードに記録した利用者証明用電子証明書を申請者に提供するため、住所地市町村長が当該申請者に対して当該市町村の事務所への出頭を求める旨を記載した通知書をいう。同号において同じ。）の作成

二　次に掲げる事務に係る電子計算機の設置、管理及び運用

イ　法第三条第四項の規定による署名利用者符号及びこれと対応する署名利用者検証符号の作成

ロ　法第二十二条第四項の規定による利用者証明利用者符号及びこれと対応する利用者証明利用者検証符号の作成

三　電話による署名用電子証明書又は利用者証明用電子証明書の利用を一時停止する旨の届出の受付

四　署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書に係る住民からの問合せへの対応

2　委任市町村長（前項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした市町村長をいう。以下同じ。）は、認証業務関連事務（同項第四号に掲げる事務を除く。）を行わないものとする。

3　委任市町村長は、第一項の規定により機構に認証業務関連事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

（認証業務関連事務に係る通知）

**第六十六条**　委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。

一　署名用電子証明書等発行申請書の用紙並びに署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書に記載すべき事項

二　署名用電子証明書発行通知書及び利用者証明用電子証明書発行通知書の発送先の住所等

三　前号に掲げる事項のほか、認証業務関連事務を実施するために必要な事項

2　前項の規定による通知は、電子計算機の操作により、委任市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて機構の使用に係る電子計算機に送信すること又は同項各号に掲げる事項の全部若しくは一部を記録した磁気ディスクを機構に送付することによって行うものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。

（交付金）

**第六十七条**　委任市町村長の統括する市町村は、機構に対して、当該委任市町村長が行わせることとした認証業務関連事務に要する費用に相当する金額を交付金として交付するものとする。

2　前項の交付金の額については、機構が定款で定めるところにより定める。